

2020年3月30日

大阪府労働委員会会長 様

申立人 所在地 大阪府中央区北浜東1番17号8階
名称 大阪教育合同労働組合
代表者 執行委員長 増田俊道

不当労働行為救済申立書

労働組合法第7条第2号・第3号違反について、労働委員会規則第32条により次のとおり申し立てる。

1. 被申立人

所在地 大阪府生野区勝山北1-19-31
名称 学校法人 プール学院
代表者 理事長 吉田 幸一

2. 請求する救済の内容

- (1) 被申立人は、申立人の2020年1月11日付け「組合加入通知及び団体交渉申入書」及び2020年2月3日付け「組合加入通知及び団体交渉追加申入書」記載の団体交渉に誠実に応じなければならない。
- (2) 被申立人は、縦1メートル、横2メートル以上の白色木板に、下記の通り楷書で明瞭に墨書して、プール学院正門前の見やすい場所に長期休業期間を除いて1週間掲示しなければならない。

〇〇年〇〇月〇〇日

大阪教育合同労働組合
執行委員長 増田俊道 様

学校法人プール学院
理事長 吉田 幸一

陳 謝 文

プール学院は、貴労組から申し入れられた2020年1月11日付及び同年2月3日付
団交申入れに対して、不誠実な対応や回答拒否を繰り返すなど団体交渉拒否を行
いました。また、学内組合とは異なる団交条件を貴労組に説明もなく強いるなど、組
合差別を行いました。貴労組から連続しての更新は5年を超えないとする就業規則

の改定は無効であるとの指摘にもかかわらず、6年目の更新となる貴労組の組合員2名を雇い止めしました。

こうした行為は、労働組合法第7条第2号・第3号に該当する不当労働行為であり、深く反省し謝罪するとともに、今後はこのような行為をいっさい行わないことを約束します。

以 上

3. 不当労働行為を構成する具体的事実

(1) 当事者

申立人大阪教育合同労働組合（以下「組合」という。）は1989年11月23日に主に教育に関係する労働者で結成された労働組合である。申し立て時において被申立人に勤務する組合員は12名である。

被申立人学校法人プール学院（以下「学院」という。）はプール学院中学校・高等学校等を設置運営する学校法人である。

(2) 本件不当労働行為に至る経過（背景）

- ① 2019年11月幾日かに分け、学院は勤務する非常勤講師計48名に対して、2020年度より現行の授業1コマあたり14,200円（勤務3年目からは14,500円）を一律12,500円に減額する、私学共済組合への加入要件を13コマ以上とするなどの変更について口頭で説明を行った。出席した非常勤講師から文書での説明はないのかと質問されたが、学院は行わないと回答し、多くの非常勤講師が学院の対応に不信感を抱いた。
- ② 同月14日、学院に勤務する非常勤講師3名が組合に労働条件の一方的な不利益変更について相談に訪れた。組合が他の非常勤講師の意見の取りまとめを要請した結果、2020年1月11日、組合員6名が正式に組合加入し、その後も加入は続き、現在、12名が加入することとなった。

(3) 本件不当労働行為にかかる具体的事実

- ① 2020年1月11日、非常勤講師6名が2020年度から実施すると学院から説明された賃金減額等の撤回を求め組合に加入した。組合は、団体交渉申入書（甲第1号証）を作成し学院に送付した。
- ② 同月17日、学院から団体交渉申入書を受け取った旨、誠実に対応するとの返事が事務局長桜井氏（以下「桜井氏」という。）からメールされた（甲第2号証）。
- ③ 同月20日、21日組合書記長より学院に架電したが桜井氏が不在であったため、組合側の団交希望日時についてメールにて知らせた。それに対して、同月22日、桜井氏より団交場所は学外で考えているとの返事がメールで行われた（甲第3号証）ため、

同月23日、組合特別執行委員が桜井氏に架電し、学内の方が当該組合員の参加がしやすく団体交渉権が担保される、また、追加資料等も持って来やすい、逆に、外部会場では時間制限等があるため、労働組合の団交権が制約される等を説明し、団交会場についてはぜひ学内を検討してほしい旨を伝えた。

- ④ 同月25日、桜井氏より団交場所について検討の結果、生野区民センターとするとの回答がメールによって行われた（甲第4号証）。
- ⑤ 同月27日、特別執行委員より再度、団交場所及び理事長兼校長を団交出席者とするよう検討を要請する旨の架電を行った。
- ⑥ 同年2月3日、組合は組合加入通知及び団体交渉追加申入書（甲第5号証）をメールにて学院に送付し、団交場所の検討についての回答を要求した。同日、桜井氏からメールにて団交場所、出席者について学院の考えが連絡された（甲第6号証）。
- ⑦ 同月6日、特別執行委員より桜井氏に架電し、2月3日付メール内の学外団交について同意した旨の記述に事実誤認がある旨、団交出席者について決定権限のある理事長の出席を改めて要請し、団交前に折衝を行いたい旨を伝えた。
- ⑧ 同月15日、架電にて特別執行委員より同月17日に折衝を行いたい旨を桜井氏に伝えた。桜井氏は、折衝終了時刻について明確な理由を説明することなく、1時間以内とすることに固執したため、組合は折衝内容がわからない状況では終了時刻についてのみ一方的に決められることは問題であるとし、17日17時過ぎに訪問することを伝えた。
- ⑨ 同月16日、組合は折衝についての考えを書面にて学院にメールで送付した（甲第7号証）。
- ⑩ 同月17日昼ごろ、桜井氏より20年2月16日の回答と題された書面（甲第8号証）がメールにて送信された。組合は折衝のため当初の予定通り同日17時過ぎに学院を訪問したが、対応した職員からは桜井氏及び理事長は不在と説明され、団交前に折衝を行うことは叶わなかった。
- ⑪ 同月22日、2020年1月11日、2月3日付けで申し入れた団体交渉（以下「本件団交」という。）が生野区民センターで行われた。組合は、学内団交の可否を検討した結果について説明を求めたが、学院は学内組合とは学内で団交を行っていることを認めながら、組合とは行わないことについては答えられないとした。また、理事長の出席についても、出席者を決める権限は学院にあるとして拒否した。

団交では、非常勤講師の賃金削減について、生徒数の減少など学院の経営が苦しいとして、他校の状況を調べた結果削減することを決定し、11月の説明会で話したと説明された。しかし、経営状況について具体的に組合に示すことはなく、賃金削減による財政効果についても単年度の概算を述べるにとどまった。組合はさらなる詳しい資料の提示を次回団交までに行うよう要求した。また、連続しての更新は5

年を超えないとする就業規則の改定について、2013年4月に行ったとしたが、労働者代表は学内組合の委員長が過半数労働者を組織しているかの確認もせずに指名していることが判明した。組合員たちの次年度の持ちコマ数については、調整中としたため、同等以上のコマ数を保障することを回答するように要求し、第一回団交を終えた。

- ⑫ 同月27日、組合は次回団交に理事長の出席を要請するメールを学院に送った（甲第9号証）。その後も同年3月5日まで、組合は次回団交において賃金削減についての資料の提供及び理事長が出席しないとする理由の説明をメールにて要請し続けた（甲第10号証）。
- ⑬ 同月11日、桜井氏より賃金減額に関する資料を提示する旨の回答がメールで行われた（甲第11号証）。
- ⑭ 同月14日、本件第2回団交が生野区民センターにおいて行われた。理事長の出席については、総合的に判断し出席しないと決めたが、判断の中身について組合に説明は行わないとした。賃金削減について準備された資料は、2020年3月12日付で全非常勤講師に送付されており、内容は19年11月の説明会にて口頭で説明した文書であった（甲第12号証）。それに加えて、賃金削減は決定した旨も記した文書が送付された（甲第13号証）。組合が要求した資料は削減提案の妥当性を知るためのものであることを伝え抗議するも、学院は賃金削減についてはすでに決定していることである、資料を出して説明することはない、と組合との交渉を拒否した。次年度の組合員たちのコマ数については、3月19日以後に確定するとし、組合への回答をするかどうかについては持ち帰って18日までに回答したいとした。
- ⑮ 同月18日、桜井氏より全非常勤講師の契約書発送と同時に組合に次年度持ちコマ数について回答するとのメールでの回答が行われた（甲第14号証）。
- ⑯ 同月22日、組合は学院に対してすでに決定したコマ数の連絡は義務的団交事項の拒否であることをメールで伝えたものの、同月23日、学院は組合宛に組合員の次年度持ちコマ数の連絡をし（甲第15号証）、組合員らには同日付の契約書が送付された（甲第16号証）。

4. 本件不当労働行為について

- (1) 上記3.(3)のとおり、学院は団交開始前より組合敵視の態度を隠さず、学内組合とは学内で団交を行なっているにもかかわらず、学内で行わない理由を説明することも拒むなど組合間で差異をつける対応を改めなかった。このことは、労働組合法第7条第2号に該当する団交拒否及び第3号に該当する支配介入の不当労働行為である。
- (2) 上記3.(3)のとおり、2020年2月22日及び3月14日に行われた2回の団交に

において、学院は義務的団交事項である賃金及びそれと関連する次年度コマ数について組合との交渉を拒否する発言を繰り返した。

賃金については、2019年10月に行われた常任理事会で削減を決め、同年11月の説明会で非常勤講師たちに説明したとするが、団交中に何度も「決定した」という発言を繰り返し、組合が求める資料の提供をせず、賃金削減の根拠を示さず、交渉を拒否した。さらに第2回団交の直前の2020年3月12日に組合の頭越しに、全非常勤講師へ賃金削減を決定事項であると通知する文書を送付し団体交渉を行っても無駄であると思わせた。

また、次年度コマ数については、「組合員だから差別することはありません」と述べるだけで、具体的な要求について回答することはなく、学院が提示するコマ数が決定した契約通知書の送付と同時に組合に回答するとだけした。

これらのことは、義務的団交事項について組合への説明を行わず、組合との協議を拒否したものであり、労働組合法第7条第2号に該当する団交拒否の不当労働行為であるとともに、組合の頭越しに直接組合員に働きかけて、組合と組合員を分断し組合の弱体化を狙った労働組合法第7条第3号に該当する支配介入の不当労働行為である。

5. 結語

本件団交で組合は14%を超える賃金削減の撤回等を要求した。組合員にはこの削減によって、年間で1ヶ月分の賃金が消失するほどの不利益が生じる者もいる。これほどの不利益変更に対して、学院は労働者への丁寧な説明を行わず、軽視してきた。そのため、組合員たちは組合に結集し、集团的労使関係の中で説明と要求実現を求めたのである。にもかかわらず、学院は労働組合との団交でも組合に説明もせず、協議も行わない一方的な態度を示し、労使対等の原則を理解することはなかった。

府労委にあつては、本件不当労働行為についての早期に救済命令を行うとともに、労使関係の正常化にむけてその役割を果たしていただきたい。